NTERVIEW 02



京都府聴覚障害者協会 舞鶴支部事務局長 市村 由希子 さん

もっと誰にもやさしい世の中へ

生後9か月の時に原因不明の高熱が続き熱が下がったときには耳が聞こえなくなっていました。

普段は、口の形を読んだり単語の手話を使用します。子どもとのコミュニケーションはその様子から読み取ったり、学校でのことは、先生とノートを介してやりとりしています。また、ママ友がその場の状況を携帯を使って、文字で伝えてくれるので、とても助かっています。保育所・学校などで、手話通訳の派遣などにも理解が進んできていることは嬉しく思っています。

一方で、通信販売の長期契約などの申し込みはインターネットやメールでできるのに対し、解約は「電話で」かつ「本人の音声で」と決められているようなものも多く、こういった不自由が解消されてほしいと思っています。

災害時など、みんなで協力することが必要なときに、状況を伝えてもらえると、自分たちも協力することができるようになります。そのためにも簡単な手話でいいのでより多くの人に広まってほしいと感じています。

NTERVIEW 01



舞鶴市役所 障害福祉・国民年金課 中嶋 健太 さん

1人ひとりにオーダーメイドの市民サービス

私の仕事は、障害のある人が生活をしやすいよう、いろいろな制度を使ってサポートをすることです。

この職場に異動して間もなかったある日、体調を崩したため、マスクを付けて仕事をしていました。すると、ある行事で一度お話ししたことのあるお客様が窓口に来られたので「お元気ですか?」とごあいさつをしました。ところが、首をかしげて「何を言っているのか分からない」とおっしゃられました。

そのときはじめて、その方が聴覚に障害があり、こちらの口の動きだけで、話す内容を理解されていたということに気付きました。

窓口に来られる人が困っている内容はそれぞれ異なります。

そのことがあって以降、誰かとコミュニケーションをとるときには、その人にあった工夫や方法を考え、だれに対しても気持ちよく意思疎通がとれるように心掛けています。

手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション

く伝わらないこともあります。

6月29日に条例を制定

市では、言語としての手話の普及を進めるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段があること、その利用の促進のための基本的な事項を定めた「舞鶴市言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を6月29日に制定しました。障害の特性に応じたコミュニケーション手段とは、手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、触手話、平易な表現、そのほか障害者が日常生活や社会生活で必要とする意思疎通の手段のことです。

コミュニケーションは、伝えたい思いと伝える手段の2つからなっ

ています。日常的な会話であれば言葉を声に出して伝え合い、仕事上

のやり取りなどでは文書を作ることもあれば、外国人に道を尋ねられれば英単語や身振り手振りで何とか伝えようとします。このように、私

たちは日常的にさまざまなコミュニケーション手段を選んで使い分けています。一方で「子どもが使う若者言葉の意味が分からない」「料理

に挑戦しようとしたが「適量」としか書いておらず基準がわからない

…… など、伝える手段の選び方やその使い方によっては思いがうま

障害のある人もない人も互いに助け合い、共に暮らしていける共生社会を実現するため手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及に取り組みます。

(パブリック・コメント手続制度の結果)条例骨子(案)に対し、市パブリック・コメント手続制度に基づいて意見を募集した結果、30人から68件の提出がありました。(募集期間:3月30日~4月28日)。寄せられた意見は、意見を踏まえ、素案の修正等を行うものが7件、意見を踏まえその趣旨を今後の施策に反映させていくものが37件、意見の趣旨がすでに素案に盛り込まれているものが3件、素案に対する市の考え方を説明し、ご理解いただくものが21件でした。

(閲覧できます)条例の内容や市パブリック・コメント手続制度 の結果は、障害福祉・国民年金課、市政情報コーナーで閲覧で きます。市ホームページにも掲載。

▶詳しくは、障害福祉・国民年金課(☎ 66・1033、IXK62・7957)へ。



▲手話言語普及のための手話教室

障害のある人とのコミュニケーションも、特別なことではありません。たくさんあるコミュニケーション手段の中で苦手なものや使えないものがあるだけなのです。

「伝え方」でつながる思いがある

手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション ―

市では、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの意思や感情を伝え合うことができる社会の実現を目指しています。相手の困っていることに気付き、少しの工夫と思いやりで、伝わる思いがあります。皆さんも、伝わるための「少しの工夫」に取り組んでみてください。

《障害福祉•国民年金課》

伝わる工夫 クロックポジション

視覚障害のある人に対して「右上」 「斜め下」などあいまいな言い方では 伝わりにくいこともあります。卓上に 置いた物の場所などを時計の文字盤 に例えて、どこに何があるのかを伝える「クロックポジション」 ならより具体 的な位置がわかります。

例: 3時の方向にみそ汁があります



13



外見から分かりにくい障害

外見などからはわからなくてもコミュニケーションに苦手な部分がある「発達障害」は、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳の一部の機能障害です。発達障害の場合、知能は健常者と同等でも、特定の事柄や分野に苦手なことがあり、障害の程度や環境などによっても症状はさまざまです。そのため、症状に気付かず大人になってから診断を受ける人もいます。

「あの人は空気が読めない・要領が悪い」 などと悪い印象を受けるかもしれませんが、 伝え方や指示の仕方の工夫次第でうまく伝 わったり行動してもらうことができます。

-発達障害-

●例:あいまいな表現が苦手です

「それちょっと急ぎ目でお願いします」 → 「○○の支払処理を○時までに済ま せてください」

●例:スケジュールの管理が苦手です

「締め切り間近の事務があっても手元にあった雑務を優先してしまう」

→やってほしい事柄を指定し、最優先で やってもらうよう伝える

●その他

◇予定の変更など、急な変化が苦手です ◇物事のやり方や手順にこだわりやルール を持っている場合があります

9月23日は手話言語の国際デー

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや表情を使う 独自の語彙や文法体系を持ち、ろう者にとって生活を営む ために必要不可欠な言語です。

日本において手話は、明治時代にできた「京都盲唖院」などの教育機関を中心に言葉として確立され広がっていきました。

これに対し、聴覚障害があっても発声や読話(いわゆる読 唇術)を訓練し、口で会話する「口話法」を重視し、世界各国 の教育機関で手話が排除された時代がありました。

この間も手話はろう者にとっては、大切な言葉として、受け継がれてきました。

その後、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約で手話も言語に含まれることが規定され、ろう教育は音声言語、書記言語、そして手話言語と全ての言語を受け入れることが決まりました。

こうした歴史を踏まえ国際連合は昨年、9月23日を「International Day of Sign Languages(仮訳:手話言語の国際デー)と宣言する決議を採択し「手話言語の国際デー」と定めました。この日は、世界ろう連盟が誕生した日でもあり、同連盟が国連加盟国に働きかけたことで日本を含む半数を超える98か国が共同提案者となり、無投票で承認されました。これにより、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう社会全体で、手話言語についての意識を高めるためる活動を推進することを決めました。